

令和 3 (2021)年 1 月 26 日

一般社団法人栃木県商工会議所連合会会長
各 商 工 会 議 所 会 頭
栃 木 県 商 工 会 連 合 会 会 長
各 商 工 会 会 長
栃 木 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
公益財団法人栃木県産業振興センター理事長
一般社団法人栃木県中小企業診断士会会長

} 様

栃木県産業労働観光部長

令和 2 (2020) 年度栃木県制度融資要綱の一部改正について

日頃から、県内中小企業の資金繰りの円滑化につきましては、御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者の資金繰りを支援するため、下記のとおり令和 2 (2020) 年度栃木県制度融資要綱を一部改正することといたしましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金の融資限度額を 4,000 万円から 6,000 万円に引上げ

2 適用期日

令和 3 (2021)年 2 月 1 日 (月) 保証申込受付分から適用

経営支援課

金融担当

028-623-3181